

(平成27年2月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA銀行B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和24年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月7日から同年8月1日まで
昭和24年4月から31年8月までA銀行に勤務していたが、年金記録によると、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況に関する具体的な主張、複数の同僚の回答等から判断すると、申立人は、申立期間においてA銀行C支店（適用事業所は、A銀行B支店）に勤務していたことが認められる。

また、A銀行は、「昭和24年の資料は保管していないことから、当時の事務については不明である。」としているものの、申立人から名前が挙げられた複数の同僚及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、生存及び所在の確認ができた同僚の計4人に照会し二人から回答が得られたところ、二人はいずれも「申立人は、私と同様に正社員としてA銀行に勤務していた。正社員として勤務していた期間は、継続して厚生年金保険料が控除されていたので、申立人も同様であったと思う。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA銀行B支店にお

ける昭和 24 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における船員保険被保険者の資格取得日は昭和20年4月1日、同資格喪失日は同年12月30日であると認められることから、申立期間の船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、120円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和20年6月1日から同年12月30日までの期間については、戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年12月30日まで
海員養成所で技術を習得後、申立期間は、A社に船員として勤務したが、船員保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る船員保険被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）によると、資格取得日の記載は無いものの、昭和20年12月30日を資格喪失日とするA社に係る船員保険の被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、船員になるまでの経緯について、「A社の船員になることは、昭和20年1月にB海員養成所へ行く時、既に決定しており、養成所入所中から給料をもらっていた。同年3月末に養成所の課程を修了した後、乗船する船が決まるまでは船員寮で待機していた。」と詳細かつ具体的に主張しているところ、国土交通省海事局から提出された資料「船舶運営会史」によると、申立人が入所したとする当時のB海員養成所については、船舶運営会第二班B普通海員養成所となっていたことが確認できるとともに、船員の大量養成のため、養成期間を2か月としていたことが確認できる。

さらに、申立人は、乗船するに至った状況について、「昭和20年6月に会社からC市へ行くよう指示があり、C港からD丸に乗船した。」と詳細かつ具体

的に主張しているところ、国土交通省海事局から提出された資料により、申立人が乗船したとするD丸は、A社が所有する船舶であったことが確認できる上、申立人が当時、D丸と一緒に勤務していたとして名前を挙げた航海士は、被保険者台帳によると、申立期間を含む昭和19年3月18日から21年2月28日までの期間、A社において船員保険の被保険者であったこと及び船舶名は、「D丸」であったことが確認できる。

加えて、船員保険法(昭和20年法律第24号)によると、船員保険被保険者の範囲が拡大され、予備船員(船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者)についても船員保険の被保険者とする取扱いが、昭和20年4月1日から適用されているところ、日本年金機構E事務センターは、「申立人が船員寮で待機していた期間について、当該期間も船舶所有者に使用されていた場合は、昭和20年4月1日から乗船するまでの期間が予備船員として船員保険被保険者に該当すると考える。」と回答している。

その上、申立人が船長であったとして名前を挙げた者の被保険者台帳によると、申立人と同様、A社に係る被保険者記録はあるものの、資格取得日が記載されていないこと及び申立期間に係るA社の船員保険被保険者名簿は保管されていないこと等から、申立期間当時の社会保険事務所(当時)の記録管理が適切に行われていたとは言い難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和20年4月1日に船員保険の被保険者資格を取得し、同年12月30日に同資格を喪失したものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の被保険者台帳の記録から、120円とすることが妥当である。

また、戦時加算該当船舶名簿によると、A社所有のD丸は、申立期間当時、戦時加算該当船舶であることが確認できることから、申立人が同船舶に乗り組んでいたと認められる昭和20年6月1日から同年12月30日までの期間について、戦時加算該当期間とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年8月1日から51年2月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日を49年8月1日、同資格喪失日を51年2月20日とし、当該期間の標準報酬月額を49年8月及び同年9月は3万6,000円、同年10月から50年9月までは4万5,000円、同年10月から51年1月までは5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月頃から51年5月頃まで

申立期間は、A社に正社員として勤務し、婦人服の仕立てを行っていたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

当該事業所に勤務した期間については、厚生年金保険に加入していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の回答及び申立人の入退社の経緯に関する具体的な主張から判断すると、申立人は、申立期間について、A社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所の解散時の代表取締役は、「当時の関係資料は保存していないので、当時の社会保険の取扱いについては何も分からない。」と回答しているものの、申立期間当時の事務担当者は、「入社と同時に全員、社会保険の加入手続をした。したがって、全員が入社と同時に厚生年金保険に加入していた。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間当時、厚生年金保険被保険者であった

ことが確認でき、かつ、所在が確認できた15人（申立人が名前を挙げた同僚3人を含む。）に照会し、10人から回答が得られたところ、このうち自身の業務内容が申立人と同職種であったとする5人のうち3人は、「従業員全員が、入社と同時に厚生年金保険に加入していた。私も入社と同時に同保険に加入し、厚生年金保険料を控除されていた。」と回答しており、この証言は、上述の事務担当者の証言と符合している。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚を含む複数の同僚は、申立期間当時の当該事業所における申立人と同職種の従業員数について、15人程度であったと証言しているところ、当該事業所に係る被保険者原票によると、上述の自身の業務内容が申立人と同職種であったと回答した5人に加え、当該5人から名前が挙がった申立人と同職種の同僚10人について、いずれも厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

なお、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格取得日については、申立人は、「前職を退職した約2年後である昭和49年の夏の暑い時期の月末に応募し、翌月の初めから勤務した。」と主張しているところ、申立人を記憶していた同僚のうち昭和49年4月に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している4人は、「申立人は、私より少し後に勤務した。」と回答し、そのうち一人（資格取得日は、昭和49年4月10日）は「申立人は、私より3か月くらい後から勤務した。」と回答していることから判断すると、申立人は、遅くとも49年8月1日には当該事業所で勤務していたものと認められることから、同日とすることが妥当である。

また、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日については、申立人は、「結婚してすぐに当該事業所を辞めようと思ったが、仕事が残っていたことから昭和51年4月まで辞められず、同年5月頃に退職した。」と主張しているが、申立人の夫の勤務先における被保険者原票によると、申立人は、戸籍謄本に記載されている婚姻日である昭和51年2月*日付けで、夫の健康保険の被扶養者となったことが確認できることから判断すると、婚姻後も当該事業所に継続して勤務していたことは認められるものの、申立人の被保険者資格喪失日は、同日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年8月1日から51年2月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種であった同僚の当該期間に係る社会保険事務所（当時）の記録から判断すると、昭和49年8月及び同年9月は3万6,000円、同年10月から50年9月までは4万5,000円、同年10月から51年1月までは5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の解散時の代表取締役は、「当時の資料が保存されておらず、

当時は先代社長が直接運営していたことから、何も分からない。」と回答していることから、同保険料を納付したか否かについて確認することができないが、当該事業所に係る当該期間の被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年8月から51年1月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 20 日

A社から支給された申立期間の賞与について、同社からの社会保険事務所(当時)への賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付額に反映されない記録となっている。

申立期間の標準賞与額について、年金給付額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(写し)により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳(写し)において確認できる厚生年金保険料控除額から、60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が届出漏れに気づき、申立期間に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

A社には平成7年2月28日まで勤務したが、年金記録によると、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同年2月28日となっている。B社に確認したところ、届出を誤ったとのことであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社から提出された申立人の社員カード（写し）及び同社の回答並びに申立人から提出された平成7年分退職所得申告書等により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成7年分給与所得の源泉徴収票及びB社の回答から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の源泉徴収票で推認できる厚生年金保険料控除額及び申立人のA社における平成7年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って届出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から5年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月から5年5月まで
申立期間について、私は学生であったので、私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、母が行ってくれていた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、申立人の母親が行ったと主張しているところ、その母親は、申立人がA区に転入した平成4年3月に同区区役所で申立人の国民年金の加入手続を行ったと思うと述べているが、同時期は申立人が20歳前であり国民年金に加入できない上、母親は申立人の保険料をまとめて納付したり遡って納付したことはないとしているが、オンライン記録によると、申立期間直後の5年6月から6年3月までの保険料は7年7月に一括して過年度納付されており、母親の国民年金の加入手続及び保険料の納付方法に係る記憶は定かではない。

また、申立人の国民年金被保険者資格は、オンライン記録により、平成6年11月22日に4年9月まで遡って取得する処理が行われていることが確認できるところ、前述のように、5年6月から6年3月までの保険料は7年7月に一括して納付されているが、当該納付時点では申立期間の保険料は時効により納付できなかったものと認められる。

さらに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から62年6月まで

私は、昭和60年4月にA町からB県に転居したが、申立期間の国民年金保険料は、A町に住む父に送金し保険料の納付を依頼していた。母の保険料をA町の集金人に納付していたので、私の保険料もその集金人に納付していたと思うが、年金記録では未納となっている。

国民年金保険料の納付を証明する領収証書等はないが、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A町からB県に転居した後も、同町に住む申立人の父親に国民年金保険料を送金し、申立人の母親が、自身の保険料と一緒に申立人の保険料を同町の集金人に納付していたと主張しているが、申立人は申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、その両親は既に死亡していることから、申立期間に係る保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、C市の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び住民基本台帳により、申立人は昭和60年4月22日にA町からD市に転入後、61年4月15日に同市からC市に転入し、平成6年5月26日に同市からA町へ転出するまで同市にいたことが確認できることから、申立人は、申立期間当時、同町に住民登録していなかったものと認められる。

さらに、D市及びC市は共に、「当市に住民登録している申立人の国民年金保険料をA町の集金人が徴収することはできなかった。」と回答しており、A町も、「当町に住民登録していない国民年金被保険者の国民年金保険料を、当町が徴収することは不可能である。」と回答していることから、申立人の両親は、同町に住民登録していない申立人の申立期間に係る保険料を、同町の集金

人に納付することはできなかったものと認められる。

加えて、C市及びA町の申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立人の申立期間に係る国民年金保険料はいずれも未納と記録されており、オンライン記録と符合している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。